

形式：オンラインセミナー（Live 配信）

補足： Live 配信に加え【見逃し配信】も実施します。当日の受講が難しい場合は見逃し配信をご視聴ください（配信期間は 10 日間程度）

ジャンル：化粧品

講習会コード： t d s 2 0 2 5 0 3 2 5 a 1

化粧品・薬用化粧品、健康食品の広告に関わる法令（医薬品医療機器等法・景品表示法等）の最新情報をキャッチアップ！製品の魅力を適切かつ効果的に伝えるテクニックについても、成功事例・違反事例を紹介しながら解説します。

## 化粧品・医薬部外品の広告法務の基本と魅力的で適切な広告・表示作成のポイント

～広告・製品表示に対する取締りの現状と行政対応～

講師：早川行政書士事務所 代表／行政書士・薬事コンサルタント 早川 雄一 氏

同志社大学工学部卒業。製薬会社で市販後調査責任者、化粧品会社で本社統括室 薬事・法務担当として総括製造販売責任者、安全管理責任者、品質保証責任者、試験開発室長等を担当。現在、医薬品医療機器等法（旧・薬事法）専門の行政書士として活動中。企業の状況に合わせた幅広い薬事サポートを行っている。また、広告法務専門家として、包装やパンフレット、テレビ CM、WEB といった大規模な広告のチェック、代案作成を行っている。平成 27 年度 特定行政書士法定研修審査 合格。

●日程 2025 年 3 月 25 日（火） 10:00～17:00

●受講料 36,300 円（税込／テキスト付） ※1/25（土）までにお申込の場合、29,040 円（2 割引）となります

### <プログラム>

#### I. 序論

1. 薬機法（医薬品医療機器等法）の目的
2. 化粧品、医薬部外品（薬用化粧品を含む）の定義
3. 効能効果の範囲
4. 化粧品、医薬部外品を製造販売するには
5. 化粧品・医薬部外品・医薬品の違い
6. 健康食品・雑品（雑貨）とは 等

#### II. 広告法務について

1. 広告・製品表示に係る法令
2. 景品表示法
  - ① 景品表示法の概要
  - ② 景品表示法と違反広告との関わり
  - ③ 措置命令、課徴金納付命令、指導の実例
  - ④ 抵触しない広告をつくるには 1（合理的な根拠）
  - ⑤ 調査機関・時点に関する表示
  - ⑥ 打消し表示の考え方
  - ⑦ 抵触しない広告をつくるには 2（社内体制の整備）
  - ⑧ ステルスマーケティングへの取締り
3. 不正競争防止法
  - ① 不正競争防止法と違反広告との関わり方
  - ② 裁判例
  - ③ 逮捕事例
4. 薬機法
  - ① 広告の定義～厚生労働省通知と令和 3 年の最高裁判例～
  - ② 薬機法による広告の規制内容
  - ③ 課徴金納付命令・措置命令の制度
5. 医薬品等適正広告基準
  - ① 医薬品等適正広告基準の目的
  - ② 広告で表現できる効能効果の範囲
  - ③ 禁止項目
  - ④ 使用体験談の表現

- ⑤ 特記成分について
- ⑥ 比較広告について
- ⑦ 使用前後の写真等～解禁された表現を中心に～等
- ⑧ 医薬関係者の推せん 等
6. PL 法（製造物責任法）～使用上の注意との係わり・実際の裁判例を題材に～

#### III. 広告・製品表示作成のポイント

1. 表現ごとの作成のポイント
  - ① 各効果の表現
  - ② 適切な広告を作る為のポイント
2. 広告媒体ごとの作成のポイント
  - ① ホームページを用いた広告のポイント
  - ② SNS を用いた広告のポイント（「いいね！」「シェア・リポスト」「ハッシュタグ」等の取扱い）
3. 製品包装の法定表示
  - ① 製品表示の違反事例
  - ② 適切な製品表示を作るためのポイント
4. 社内関係部署への対応方法について
5. 魅力的な表現のポイントとは
6. 広告・製品表示と新型コロナウイルスとの関わり
  - ① 逮捕・書類送検の事例
  - ② 効果を PR する手法とは

#### IV. 行政への対応方法について

1. 行政手続法とは
2. 行政指導とは
3. 行政指導を受けたときには
4. 行政による広告取締りの動向について
  - ① 虚偽・誇大広告の件数
  - ② 製品回収の件数
  - ③ 景品表示法に基づく措置命令等の件数
  - ④ 薬機法の規制対象品目における景品表示法違反事例

#### <習得知識>

- ✓ 薬機法・景品表示法等による広告・製品表示の規制内容および必要な実務内容
- ✓ 医薬品等適正広告基準の主な改正点及び対応方法
- ✓ 法令を遵守し、かつ効果的な商品 PR を実現できている広告の実例
- ✓ 行政機関からの介入への対応方法

#### <講義概要>

2017 年に医薬品等適正広告基準が改正され、取締りの対象となる広告の媒体や使用前・後の図画、写真等を広告に用いることの適否等がより明確になった一方で、2021 年より薬機法においても課徴金納付命令の制度が始まり、違法な広告へのペナルティが強化されました。景品表示法においては、不当な表示を原因とした措置命令や課徴金納付命令が生じ続けている一方で、一旦出された命令が審査請求を経て取り消されたという事例が 2018 年に発表されました。また、2023 年 10 月より新たにステルスマーケティングが取締りの対象となりました。

不適切な広告・製品表示の取締りについて様々な動きが見られる中、法令に抵触せず、かつ効果的な広告・製品表示を作成することは、企業にとって重要な課題であると言えます。本講座では、そのような課題の解決を目的として、薬機法・景品表示法といった広告法務、過去の違反事例及び適切な広告・製品表示の作成ポイント等のほか、行政の動向や対応方法等についてご紹介します。

# <お申込要項>

下記に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください（※は必須です）

FAX  
03-6261-7924

申込講座	2025/3/25 化粧品・医薬部外品の広告法務の基本と魅力的で適切な広告・表示作成のポイント		
会社名※			
所在地※ <small>（請求書等の送付先）</small>	〒		
参加者①	氏名※		TEL※
	所属※		FAX
			役職
	Email※		@
会員登録	<input type="checkbox"/> 登録する <input type="checkbox"/> 登録しない <small>（登録料・会費はかかりません。お得な割引や会員イベント情報等を配信します）</small>		
参加者②	氏名※		TEL※
	所属※		FAX
			役職
	Email※		@
会員登録	<input type="checkbox"/> 登録する <input type="checkbox"/> 登録しない <small>（登録料・会費はかかりません。お得な割引や会員イベント情報等を配信します）</small>		
支払方法※	<input type="checkbox"/> 銀行振込（紙請求書） <input type="checkbox"/> 銀行振込（PDF請求書） <input type="checkbox"/> カード支払い <input type="checkbox"/> 未定のため後日連絡する		
支払予定日※	<input type="checkbox"/> [    ] 月 [    ] 日ごろを予定している <input type="checkbox"/> 未定のため後日連絡する		
備考※			

A	FAX	上記に必要事項をご記入の上、送信ください
B	E-mail	送信先： <a href="mailto:entry@tech-d.jp">entry@tech-d.jp</a> メール本文に<①【申込講座】 ②【会社名】 ③【所在地】 ④【氏名】 ⑤【所属】 ⑥【Email】 ⑦【TEL】 ⑧【支払方法】、⑨【支払予定日】>をご記入の上、ご送信ください
C	Web	<a href="https://tech-d.jp/">https://tech-d.jp/</a> の各講座のページからお申込みください

- ② お申込受付後、受付完了のご連絡（メールまたはお電話）をいたします
- ③ 請求書等をお送りいたします

### <注意>

- ① お申込後 1 週間たっても受付完了の連絡がなかった場合は、お手数ですが、弊社までご連絡ください
- ② 開催日の 7 日前以内のキャンセルはお受け致しかねます。必要に応じ代理の方のご出席をお願いいたします

### お支払について

#### <期日>

受講料は講習会開催日の翌月末日までにお支払いください  
 ※期日までに間に合わない場合は、対応いたしますのでご一報ください

#### <方法>

- ① 銀行振込（振込手数料は御社にてご負担願います）
- ② クレジットカード（支払方法はメールでご案内します）

#### 【お振込先】

振込先銀行	三井住友銀行
支店	多摩センター支店（909）
口座番号	（普）0973522
名義	株式会社テックデザイン

<b>主催 申込・問合せ先</b>	<b>名称</b>	株式会社テックデザイン（ <a href="http://www.tech-d.jp/">http://www.tech-d.jp/</a> ）		
	<b>住所</b>	〒102-0074 東京都千代田区九段南 3-9-14 九段南センタービル 5 階		
	<b>電話</b>	03-6261-7920	<b>FAX</b>	03-6261-7924
	<b>E-mail</b>	entry@tech-d.jp（申込） / info@tech-d.jp（問合せ）		